

2008年（第12次）漁業センサス調査の概要

1 調査の目的

本調査は、漁業の生産構造・就業構造を明らかにするとともに、漁村、流通・加工業等、漁業の背景の実態を把握し、水産行政諸施策の企画・立案、推進等に必要な資料を整備することを目的として実施した。

2 調査体系の概要

調査の種類		調査の対象	調査の系統	調査の方法
海面 漁業調査	漁業経営体調査	沿海の市区町村に所在する海面漁業経営体	農林水産省 都道府県 市区町村 調査員	自計申告調査 (面接調査も可能)
	漁業管理組織調査	沿海の市区町村に所在する漁業管理組織	農林水産省 統計・情報センター 調査員	
	海面漁業地域調査	海面漁業協同組合		
内水面 漁業調査	内水面漁業経営体調査	内水面漁業経営体	農林水産省 統計・情報センター 調査員	自計申告調査または オンライン調査
	内水面漁業地域調査	内水面漁業協同組合		
流通加工 調査	魚市場調査	水産物の市場	農林水産省 統計・情報センター 調査員	自計申告調査または オンライン調査
	冷凍・冷蔵、水産加工場調査	冷凍・冷蔵施設並びに水産加工業の事業所		

3 調査の対象

(1) 海面漁業調査

ア 漁業経営体調査

海面に沿う市区町村及び漁業法（昭和24年法律第267号）第86条第1項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村（滋賀県東浅井郡虎姫町を除く。）（以下「沿海市区町村」という。）の区域内にある海面漁業に係る漁業経営体

イ 漁業管理組織調査

沿海市区町村の区域内にある、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会に関する漁業管理組織

ウ 海面漁業地域調査

沿岸地区の漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）第 2 条に規定する漁業協同組合）

(2) 内水面漁業調査

ア 内水面漁業経営体調査

共同漁業権の存する天然の湖沼その他の湖沼で農林水産大臣が定めるものにおいて水産動植物の採捕の事業を営む内水面漁業に係る漁業経営体及び内水面において養殖の事業を営む漁業経営体

イ 内水面漁業地域調査

水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）第 18 条第 2 項の内水面組合

(3) 流通加工調査

ア 魚市場調査

漁船により水産物の直接水揚げがあった市場及び漁船の直接水揚げがなくても、陸送により生産地から水産物の搬入を受けて、第 1 次段階の取引を行った市場

イ 冷凍・冷蔵、水産加工場調査

陸上において主機 10 馬力（7.5 k w）以上の製氷・冷蔵・冷凍施設を有し、水産物（のり冷凍網を除く）を凍結し、または低温で貯蔵した事業所（冷凍・冷蔵工場）または、販売を目的として水産動植物を他から購入して加工製造を行った事業所及び原料が自家生産物であっても加工製造するための作業所または工場と認められるものを有し、その製造活動に専従の従事者を使用し加工製造を行った事業所（水産加工場）

4 調査事項

(1) 海面漁業調査

ア 漁業経営体調査

(ア) 漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の経営の状況

(イ) 個人漁業経営体の世帯の状態及び世帯員の漁業就業日数その他の就業状況

イ 漁業管理組織調査

漁業管理組織の概要、漁業管理の内容

ウ 海面漁業地域調査

生産条件、活性化のための取組

(2) 内水面漁業調査

ア 内水面漁業経営体調査

- (ア) 漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の漁業経営の状況
- (イ) 個人の漁業経営体の世帯の状態及び世帯員の就業状況

イ 内水面漁業地域調査

- (ア) 組合員数
- (イ) 生産条件、地域の活性化のための取組

(3) 流通加工調査

ア 魚市場調査

魚市場の施設及び取扱高等

イ 冷凍・冷蔵、水産加工場

事業内容、従業者数等

5 調査期日

平成20年11月1日現在で実施した。

6 調査方法

(1) 海面漁業調査及び内水面漁業調査

統計調査員が、調査客体に対し調査票を配付・回収を行う自計申告調査の方法により行った。

ただし、調査客体から面接調査の申出があった場合には、統計調査員による調査客体に対する面接調査の方法をとった。

(2) 流通加工調査

統計調査員が、調査客体に対し調査票を配布・回収を行う自計申告調査の方法により行った。

なお、調査票の回収はオンラインによる方法も可能とした。

7 数値について

(1) 表示単位未満を四捨五入している統計数値については、計と内訳が一致しない場合がある。

(2) 統計表中に使用した記号の用法は以下のとおりである。

「－」： 事実のないもの

「X」： 数字が秘匿されているもの